

令和 2 年 7 月 28 日 豪雨災害による 農地等の災害復旧を支援します

令和 2 年 7 月 28 日の豪雨により被災した農地等の災害に対して補助金を交付します。

● 被害報告について

今回の豪雨によるものか判断するため、8 月 16 日（日）までに、役場農林課(0237-62-2115)へ、まずは第一報をご連絡くださいますようお願いいたします。

※16 日以降も確認次第ご連絡願います。(既にご連絡いただいている方を除く。)

◇対象農地 田、畑

※現に耕作されていない放棄地等は対象外

◇対象施設 水路、道路(農業用及び林業用)、ため池 等農地保全施設

※受益戸数が原則 2 名以上。個人所有の小屋などの農業用施設などは対象外です。

● 補助率

豪雨災害が原因による農地復旧については補助対象事業費の 80%以内、

農業用施設については補助対象事業費の 90%以内を補助します。

● 手続き

現況写真と見積書(平面、横断図)を役場農林課まで提出し、事業対象となるかどうか確認した後に補助金交付申請の手続き(必要書類及び申請の流れは裏面参照)となります。

なお、大規模に被災した箇所では、国庫補助を受けての復旧を検討し対応させていただくことから、時間を要する場合がありますのでご了承ください。

大江町単独補助土地改良事業補助金交付申請手続き一覧

事業主体（申請者）		大江町
手続き項目	必要書類等	
◆事業施工の決定 町との事前協議	事業費（見積書） 事業量（延長等）平面・横断図	
◆補助金交付申請	申請書、事業計画書、収支予算書 設計書（見積書、平面・横断図） 現況写真数枚 代表者選定届（農地保全施設及び任意の団体の場合）	
		◆補助金交付決定通知書
◆工事着工	写真撮影 （着工前・工事中・完成）	
◆工事完成	事業量（延長等）の確認	
◆工事費の精算	精算書、領収書	
◆事業実績報告	実績報告書、事業成績、収支精算 写真（着工前、工事中・完成後） 領収書	※工事完了後 ご連絡ください
◆確認検査立会い		◆確認検査
		◆補助金額の確定通知
◆補助金の請求	請求書 受取金融機関名 （口座番号・口座名義）	◆領収書を確認後に 補助金交付となります。
		◆補助金の交付

お問合せ先：大江町農林課 事業係（電話 62-2115）
